

有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 17 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第44号

有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱（令和 3 年訓令第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

年 月 日

誓約書兼同意書

有田市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏<sup>リ</sup>名

電話番号

私は、有田市空き家財道具等処分支援補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意をいたします。

（共通）

- ☐ 有田市が補助対象者としての確認を行うにあたり、必要があるときは、申請者の住民登録に関する  
こと、申請のあった物件に関する固定資産税評価証明書に関すること、また、申請者の市税に関する  
ことについて、調査することに同意します。
- ☐ 下記事項に違反があったときは、速やかに市長に報告するとともに、有田市空き家財道具等処分  
支援補助金交付要綱第 14 条の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還するこ  
とを誓約します。

（空き家所有者の場合）

- ☐ この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して成約に至るまでの 3 年間、第三者に対する賃  
貸又は売買を目的として、補助対象空き家を有田市空き家・空き地バンクへ登録します。

（移住者の場合）

- ☐ 交付を受けた日より 10 年以上は、補助対象住居に居住することを誓約します。

付 則

この要綱は、令和８年７月21日から施行する。